周防大島町　お試し暮らし住宅「島暮ら荘」
利用マニュアル

周防大島町　空家定住対策課

1．お試し住宅「島暮ら荘」について

周防大島町への移住をお考えの方に、周防大島町での暮らしを体験できる機会を提供するため、周防大島町お試し暮らし住宅「島暮ら荘」をご用意しています。
周防大島町内での仕事探しや住宅探しに利用したり、地域の方と交流したり、地域を散策したりして、周防大島町への移住をご検討ください。

2．利用者の条件

(1)周防大島町外に住所を有する方
(2)周防大島町への移住を検討している方　※観光や出張、商用目的では利用できません。
(3)住宅敷地内の維持管理を適切に実施できる方

お試し暮らし住宅の利用期間中、町職員や移住支援員との面談や空家バンク登録物件の内覧等、積極的に移住活動を行われることを推奨します。

3．施設について

(1)利用期間…2 週間以上 4 週間まで　※2 週間未満の利用はできません。
(2)利用料金…2 週間-3 万円，3 週間-4 万 5000 円，4 週間-6 万円(水道光熱費を含む)
※日割り計算等はできません。
(3)場所…周防大島町大字小松 943 番地 2
(4)間取り…3DK(和室 2)　※トイレは水洗(合併浄化槽)です
(5)設備・備品

区分	品名
家電製品	TV、冷蔵庫、電子レンジ、オーブントースター、炊飯器、電気ケトル、洗濯機、掃除機、ドライヤー、エアコン　等
家具類	ローテーブル、ダイニングテーブル、椅子 2 脚、丸椅子 2 脚、棚、食器棚、カーテン、物干しスタンド　等
キッチン備品	包丁、まな板、食器類、鍋、フライパン　等 ※箸、スプーン、フォーク類は各自持参してください。
日用品	寝具セット(3 組)、バスタオル 3 枚、タオル 3 枚、ハンガー、洗濯ばさみ、洗濯用洗剤、柔軟剤、ティッシュ、食器用洗剤、シャンプー、リンス、ボディソープ、風呂用洗剤、トイレットペーパー、トイレ用ブラシ、トイレ用洗剤、クイックルワイパー、ほうき、ゴミ箱、ゴミ袋　等

※その他必要な物がある場合は各自持参してください。

(6)駐車場…1 台　※実際の生活では車がないと不便です。自家用車又はレンタカーでの利用が望ましいです。小松住宅への進入路が狭いです。
近隣に駐車場有(1 台)※８．位置図参照

(7)周辺情報…大島大橋から車で約 5 分。近くに町立病院、コンビニ、保育園、高等専門学校があります。

４．利用方法(入居手続き)

①　空き状況の確認・仮予約

電話かメール等にて空き状況をお問い合わせください。ご希望の日程を伺い、空きがある場合は仮予約ができます。※利用初日は平日になります。

②　利用申込

利用予定日の 2 週間前までに、メール、FAX、郵送にて以下のものを提出してください。

・周防大島町お試し暮らし住宅借用申請書(様式１)
・入居者全員分の現住所の住民票の写し
・事前確認票

書類の確認後、「周防大島町お試し暮らし住宅貸付許可証」を交付します。

③　契約・利用料金のお支払い

お試し暮らし住宅のご利用開始日に周防大島町役場大島庁舎の空家定住対策課窓口までお越しいただき、「周防大島町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」をご確認いただきます。確認後押印をお願いいたします。契約締結後、納入通知書をお渡しいたしますので、会計課にて利用料金をお支払いいただきます。※必ず事前に到着時間をお知らせください。

④　お試し暮らし住宅へご案内・注意事項のご説明

町職員がお試し暮らし住宅までご案内いたします。大島庁舎から車で 10 分程かかります。到着後、設備の説明等をして、鍵をお渡しいたします。

> 滞在期間中は原則ご自身で行動していただくことになります。島人紹介や空家バンクの内覧等、移住に関するご相談はお気軽に町職員にお申し付けください。その他、日用品備品が無くなったり、ゴミが溜まったりした時は職員が補充・回収に参ります。ゴミの分別は利用者自身で行ってください。

⑤　清掃・退去

退去チェックリストを参考に、利用者自身で住宅を清掃し、入居前の状態に戻してください。職員立ち合いの元、鍵を返却し、施設の確認を行います。

県の支援制度で交通費補助の制度があります。

詳しくは【やまぐち暮らし東京支援センター：03-6273-4887】又は【「住んでみぃね！ぶちええ山口」県民会議事務局：083-933-2554】までお問合せください。

5．注意事項

・本制度は、周防大島町への UJI ターンを検討し、その参考とするためお試し暮らしを希望される方のみを対象としていますので、旅行の宿泊施設としてはご利用いただけません。利用目的等につきましては、申込受付後電話等により直接確認いたします。
・お試し暮らし用住居の数が限られているため、利用日程につきましては、ご希望に添えない場合がございます。
・宗教や営業目的の勧誘および公序良俗に反する行為、町民の迷惑になる行為はおやめください。発覚した場合は退去いただき、その際に必要となるクリーニング等の管理費を徴収いたします。利用料の返金はいたしません。
・住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内または住宅周辺で発生した事故に対して、町は一切の責任を負いません。
・契約期間途中に退去されても利用料の返金はいたしません。
・住宅・設備等を破損された場合は、利用者に弁済していただきます。
・お試し暮らし期間中にかかる生活費・移動交通費は利用者負担です。
・ごみの分別は町で決められたルールを遵守してください。
・利用期間中は敷地内の除草等、適正に管理してください。
・4,8,12 月にトイレの浄化槽の点検、1 月に浄化槽の清掃が行われます。利用期間中に業者が敷地内に立ち入る可能性がありますので、ご在宅の場合は対応をお願いいたします。浄化槽の清掃につきましては、事前に町職員からご連絡いたします。
・住居の全部または一部を転貸または譲渡することを禁じます。
・その他借用にふさわしくない行為を一切禁じます。

（ご利用にあたって）

・申請書に記載のない方のご利用・ご宿泊はお断りしています。宿泊が必要な場合は民間の宿泊施設等をご利用ください。
・2 世帯以上での利用の際は利用者全員が移住を検討している場合に限ります。
・留守や就寝時には必ず施錠するなど、施設の管理をお願いします。
・火気の取り扱いには十分注意し、住宅設備や備品、家電製品などは適切に利用してください。また冬場の水道管の凍結にも十分注意してください。
・近隣の迷惑になるような騒音等はお控えください。
・お試し住宅は、全室禁煙です。
・利用中は使わない電気、水道、エアコン等はこまめに消すなど節約を心がけてください。極端に使用量が多い場合は実費相当をお支払いいただく場合があります。
・貴重品はご自身の責任において管理を行ってください。盗難トラブル等に対して、町は一切の責任を負いません。
・寝具は 3 セットご用意があります。不足する場合はご自身でご用意ください。
・設備、備品に記載のない消耗品等はご自身でご用意ください。
・ペット等動物の連れ込みはできません。

・ごみがある程度溜まったらご連絡ください。職員が回収に参ります。地域のごみステーションには出せませんのでご注意ください。
・退去の際、使用したシーツや枕カバー、バスマット等は洗濯して返却してください。

6．緊急時の避難場所

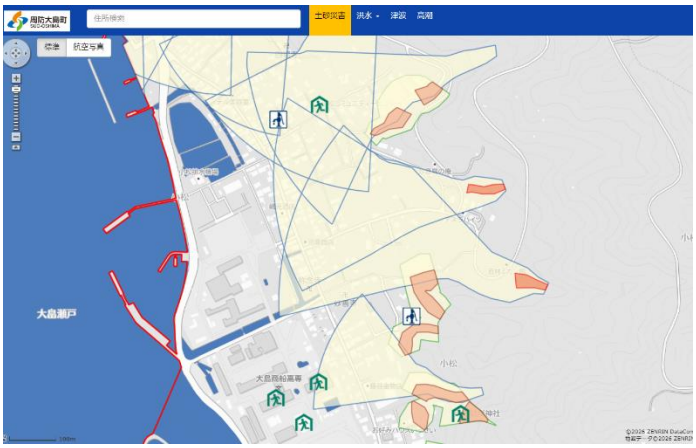

小松コミュニティセンター：
大字小松 1075 番地 4
大島商船高等専門学校：
大字小松 1091 番地 1

7．緊急連絡先

空家定住対策課　0820-74-1033　土日祝・夜間は宿直に繋がります。

8．位置図